

改正後	改正前
<p>長崎県公共建築工事積算基準等資料</p> <p>目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2編 工事費</p> <p>第3編 共通費</p> <p>第1章 ～ 第5章 (略)</p> <p>第4編 単価、価格等</p> <p>第1章 ～ 第5章 (略)</p> <p>附表 補正市場単価算出方法 ※参照</p> <p>(※) 「第4編単価、価格等の第2章から第5章」並びに「附表」は、公共建築工事積算基準等資料(令和2年改定)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 工事費</p> <p>1 (略)</p> <p>2 数値の取り扱い 設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として千円単位となるように調整する。</p> <p>3 工事の一時中止に伴う増加費用</p> <p>(1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)に基づき、当該費用の内容(項目・数量)の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。</p> <p>(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは別として計上する。</p> <p>(3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。</p> <p>イ. 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用(以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。)に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとす。</p> <p>(イ) 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員(専門職種を含む。以下</p>	<p>長崎県公共建築工事積算基準等資料</p> <p>目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2編 工事費</p> <p>第3編 共通費</p> <p>第1章 ～ 第5章 (略)</p> <p>第4編 単価、価格等</p> <p>第1章 ～ 第5章 (略)</p> <p>附表 補正市場単価算出方法 ※参照</p> <p>(※) 「第4編単価、価格等の第2章から第5章」並びに「附表」は、公共建築工事積算基準等資料(平成31年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 工事費</p> <p>1 (略)</p> <p>2 数量の取り扱い 設計変更における工事価格 算出された金額の範囲内で、原則として千円単位となるように調整する。</p> <p>3 工事の一時中止に伴う増加費用</p> <p>(1) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。</p> <p>イ. 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用(以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。)に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとす。</p> <p>(イ) 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員(専門職種を含む。以下</p>

改正後	改正前
<p>同じ)を保持するために必要とされる費用等とする。</p> <p>(ロ) 工事体制の縮小に要する費用 工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。</p> <p>(ハ) 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。</p> <p>ロ. 中止期間中の現場維持等の費用は、<b>基本計画書</b>に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の<b>積算</b>の方法により積み上げ計上する。</p> <p>ハ. 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。</p> <p>ニ. 契約保証費にかかる補正を行わない。</p> <p>(4) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「<b>工事の一時中止に伴う増加費用</b>」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。</p> <p>(5) 増加費用の計上箇所 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。</p> <pre> graph LR     A[工事費] --- B[工事価格]     A --- C[消費税等相当額]     B --- D[工事原価]     B --- E[一般管理費等]     D --- F[純工事費]     D --- G[現場管理費]     D --- H[工事の一時中止に伴う増加費用]     F --- I[直接工事費]     F --- J[離島調整費]     F --- K[共通仮設費]   </pre> <p>第3編 共通費 第1章 1～8 (略)</p>	<p>同じ)を保持するために必要とされる費用等とする。</p> <p>(ロ) 工事体制の縮小に要する費用 工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。</p> <p>(ハ) 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。</p> <p>ロ. 中止期間中の現場維持等の費用は、<u>中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画(基本計画書)</u>に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の<b>算定</b>の方法により積み上げ計上する。</p> <p>ハ. 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。</p> <p>ニ. 契約保証費にかかる補正を行わない。</p> <p>(2) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「<u>中止期間中の現場維持等の費用</u>」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。</p> <p>第3編 共通費 第1章 1～8 (略)</p>

改正後			改正前		
表 1 - 1 (略)			表 1 - 1 (略)		
表 1 - 2 (略)			表 1 - 2 (略)		
表 1 - 3 その他工事としての取り扱い (機械設備工事)			表 1 - 3 その他工事としての取り扱い (機械設備工事)		
さく井設備	(略)		さく井設備	(略)	
揚水井設備	○	掘さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、(略)	揚水井設備	○	掘さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、(略)
(略)			(略)		
排水処理施設	(略)		排水処理施設	(略)	
厨房排水除害設備	○	(略)	厨房排水障害設備	○	(略)
(略)			(略)		
9 ~ 1 2 (略)			9 ~ 1 2 (略)		
第 2 章 離島調整費 (略)			第 2 章 離島調整費 (略)		
第 3 章 共通仮設費			第 3 章 共通仮設費		
1 共通仮設費の区分 (略)			1 共通仮設費の区分 (略)		
2 共通仮設費の算定方法			2 共通仮設費の計算方法		
(1) (略)			(1) (略)		
イ. 共通仮設費率による算定			イ. 共通仮設費率による算定		
(イ) (略)			(イ) (略)		
(ロ) (略)			(ロ) (略)		
(ハ) 監理事務所を設けない場合の補正			(ハ) 監理事務所を設けない場合の補正		
① (略)			① (略)		
② (略)			② (略)		
③ 既存施設を監理事務所 (監督職員事務所) として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。 また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。			③ 既存施設を監理事務所 (監督職員事務所) として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。 また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。		
(算定方法)			(算定方法)		
・ 一般工事の場合 直接工事費 (一般工事) × 共通仮設費率 × 補正 (ハ)			・ 一般工事の場合 直接工事費 (一般工事) × 共通仮設費率 × 補正 (ハ)		
・ 鉄骨工事の場合 直接工事費 (鉄骨工事) × 共通仮設費率 × (補正 (ロ) × 補正 (ハ))			・ 鉄骨工事の場合 直接工事費 (鉄骨工事) × 共通仮設費率 × (補正 (ロ) × 補正 (ハ))		

改正後				改正前			
(二) ～ (ホ) (略) (ハ) リース料の取り扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。なお、 <b>リース料については、共通仮設費を算定しない。</b> (ト) (略)				(二) ～ (ホ) (略) (ハ) リース料の取り扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。 (ト) (略)			
ロ. 積み上げによる算定 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。				ロ. 積み上げによる算定 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。			
(イ) 準備費 敷地測量、道路占有料、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器及び機器等の移動・復旧に関する費用				(イ) 準備費 敷地測量、道路占有料、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器及び機器等の移動・復旧に関する費用			
(ロ) ～ (ホ) (略)				(ロ) ～ (ホ) (略)			
(ヘ) 機械器具等 ①新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用 <b>規格</b> の選定及び存置日数は、表 2-1～表 2-5 を参考とし、施工条件等により機種を選定する。				(ヘ) 機械器具等 ①新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用 <b>機種</b> の選定及び存置日数は、表 2-1～表 2-5 を参考とし、施工条件等により機種を選定する。			
<b>(共通事項)</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。</li> <li>R C 造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。</li> <li><math>A = \text{建築面積} / 750 \text{ m}^2</math> (計算過程において A の値を端数処理する場合は、小数点以下第 3 位を四捨五入し小数点以下第 2 位とする。)</li> <li>N = 階数</li> <li>存置日数の端数処理は、小数点以下第 1 位を切上げ整数とする。</li> <li>各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。</li> <li>階数が 2 階以下かつ建築面積が <math>250 \text{ m}^2</math> 未満の場合は、規格を 1.6 t 以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。</li> <li>障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。</li> </ol>							
表 2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数 (鉄筋コンクリート造)				表 2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数 (鉄筋コンクリート造)			
階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考	階数(N)	適 用 機 種	存 置 日 数	備 考
1	2.5 t	$13.6 \times A + 5.2$		1	1.6 t	$13 \times A + 1$	
2	2.5 t	$18.0 \times A + 10.0$		2	1.6 t	$21 \times A + 2$	
3	2.5 t	$22.4 \times A + 14.8$		3	1.6 t	$29 \times A + 3$	
4	2.5 t	$26.8 \times A + 19.6$		4	2.0 t	$37 \times A + 4$	
5	2.5 t	$31.2 \times A + 24.4$		5	2.5 t	$45 \times A + 5$	

改正後					
表2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）					
階数(N)	規格	存置日数	備考		
B1	25 t	9.5 × A			
表2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）					
階数(N)	規格	存置日数			備考
		100 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 未満	
P1	25 t	3	4	5	
表2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）					
階数(N)	規格	存置日数	備考		
1	16 t	4 × A + 1			
2	16 t	8 × A + 2			
3	16 t	12 × A + 3			
4	ワグスポン工事用20t未満	18.5 × N + 40.5	建築面積1,000 m <sup>2</sup> ごとに1台		
5	ワグスポン工事用20t未満	18.5 × N + 40.5	建築面積1,000 m <sup>2</sup> ごとに1台		
表2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）					
階数(N)	規格	存置日数	備考		
B1	16 t	6.4 × A			
②改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用 機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。  (ト) (略) (チ) その他 (略) ・化学物質の濃度測定 (略)					

改正前					
表2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）					
階数(N)	適用機種	存置日数	備考		
B1	25 t	12 × A + 1			
B2	25 t	20 × A + 2			
B3	25 t	28 × A + 3			
表2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）					
階数(N)	適用機種	存置日数			備考
		100 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 未満	
P1	躯体地上階による	3	4	5	
P2	躯体地上階による	6	8	10	
P3	躯体地上階による	9	12	15	
表2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）					
階数(N)	適用機種	存置日数	備考		
1	16 t	4 × A + 1			
2	16 t	8 × A + 2			
3	16 t	12 × A + 3			
4	二本構(一本構)リフト	仕上期間	建築面積1,000 m <sup>2</sup> ごとに1台		
5	二本構(一本構)リフト	仕上期間	建築面積1,000 m <sup>2</sup> ごとに1台		
表2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）					
階数(N)	適用機種	存置日数	備考		
B1	20 t	4 × A + 1			
B2	20 t	8 × A + 2			
B3	20 t	12 × A + 3			
注) (各表共通) 1. A = 建築面積 / 750 m <sup>2</sup> (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。建築面積は基準階面積とし、500 m <sup>2</sup> 未満の場合は500 m <sup>2</sup> とする。)					
2. 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げ整数とする。					
3. 各階の面積が著しく異なる場合は、別途考慮する。					
②改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用 機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。  (ト) (略) (チ) その他 (略) ・ <u>室内空気中の</u> 化学物質の濃度測定 (略)					

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>第4章 現場管理費</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現場管理費の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ. 現場管理費率による算定</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) リース料の取り扱い</p> <p>仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。<b>なお、リース料については、現場管理費を算定しない。</b></p> <p>(ヘ) 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正</p> <p>建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フルハーネス型）の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。なお、(ロ)鉄骨工事の補正を行う場合及び(ニ)労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は、1.01の補正に(ロ)及び(ニ)を乗じる。</p> <p>(算定方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般工事の場合 純工事費（一般工事）×現場管理費率×補正（ヘ）</li> <li>・鉄骨工事等の場合 純工事費（鉄骨工事等）×現場管理費率×（補正（ヘ）×補正（ロ）又は補正（ニ））</li> </ul> <p>ロ. 積み上げによる算定 (略)</p> <p>(2) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p><u>(3) リース料の取り扱い</u></p> <p><u>仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料については、共通仮設費を算定しない。</u></p> <p>第4章 現場管理費</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現場管理費の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ. 現場管理費率による算定</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(ホ) リース料の取り扱い</p> <p>仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。</p> <p>ロ. 積み上げによる算定 (略)</p> <p>(2) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い (略)</p> <p>(3) <u>リース料の取り扱い</u></p> <p><u>仮設庁舎等をリースで発注する場合のリース料については、現場管理費を算定しない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 支給材を使用する場合  支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。  ただし、再利用資機材については現場管理費を算定しない。</p> <p>第5章 一般管理費等 (略)</p> <p>第4編 単価、価格等  第1章 共通事項  1 ～ 2 (略)</p> <p>3 歩掛り  単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準 第1編3で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（以下、「協議会歩掛り」という。）」による。  また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」（以下「参考歩掛り」という。）及び、市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料（以下、「協議会参考」という。）」を参考とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 市場単価  単価基準 第1編2(3)の掲載条件が一部異なる場合で市場単価を補正して算出する単価（以下「補正市場単価」という。）の補正方法は、次の式による。  なお、補正市場単価の細目工種、補正に用いる歩掛りについては各章による。</p> <p>補正市場単価A' = 市場単価A × 算定式  算定式 = a' ÷ a  a' = 補正市場単価A'の細目工種に対応する歩掛りによる複合単価  a = 市場単価Aの細目工種に対応する歩掛りによる複合単価  注) 算定式の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。</p>	<p>(4) 支給材を使用する場合  支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。  ただし、再利用資機材については算定しない</p> <p>第5章 一般管理費等 (略)</p> <p>第4編 単価、価格等  第1章 共通事項  1 ～ 2 (略)</p> <p>3 歩掛り  複合単価の算定に用いる歩掛りは、単価基準 第1編3で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（以下、「協議会歩掛り」という。）」による。  また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り」（以下「参考歩掛り」という。）及び、市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料（以下、「協議会参考」という。）」を参考とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 市場単価  単価基準 第1編2(3)の掲載条件が一部異なる場合で市場単価を補正して算出する単価（以下「補正市場単価」という。）の補正方法は、次の式による。  なお、補正市場単価の細目工程、補正に用いる歩掛りについては各章による。</p> <p>補正市場単価A' = 市場単価A × 算定式  算定式 = a' ÷ a  a' = 補正市場単価A'の細目工程に対応する歩掛りによる複合単価  a = 市場単価Aの細目工程に対応する歩掛りによる複合単価  注) 算定式の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下2位とする。</p>

改正後	改正前																																																																																																
<p>削除</p>	<p>6 <u>市場単価等の補正</u></p> <p>本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するため、市場単価及び補正市場単価の補正を新営の場合、改修の場合共におこなう。なお、市場単価及び補正市場単価の補正方法は以下による。</p> <p>物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても以下の表の補正率及び以下の式により補正を行う。</p> <p>市場単価等への法定福利費の反映状況に応じ、補正率を見直す場合がある。</p> <p>市場単価及び補正市場単価 × 表A-1、表E-1及び表M-1の補正率※</p> <p>※表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率の適用については、9（3）改修工事の積算に用いる単価の適用による。また、表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率には9（3）ロ基準補正単価における、市場単価及び補正市場単価の補正分が含まれている。</p>																																																																																																
<p>削除</p>	<p>表 A-1 <u>市場単価及び補正市場単価の補正率</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 699 1568 726">細目</th> <th data-bbox="1568 699 1765 726">摘要</th> <th data-bbox="1765 699 1933 726">新営補正率</th> <th data-bbox="1933 699 2105 726">改修補正率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>仮設工事</td><td></td><td>1.01</td><td>—</td></tr> <tr><td>土工事</td><td></td><td>1.01</td><td>—</td></tr> <tr><td>地業工事</td><td></td><td>1.01</td><td>—</td></tr> <tr><td>鉄筋工事</td><td></td><td>1.01</td><td>—</td></tr> <tr><td>コンクリート工事</td><td></td><td>1.01</td><td>—</td></tr> <tr><td>型枠工事</td><td></td><td>1.01</td><td>—</td></tr> <tr><td>鉄骨工事</td><td></td><td>1.01</td><td>—</td></tr> <tr><td>既成コンクリート</td><td></td><td>1.01</td><td>1.09</td></tr> <tr><td>防水工事</td><td></td><td>1.01</td><td>1.07</td></tr> <tr><td>防水工事（シーリング）</td><td></td><td>1.01</td><td>1.13</td></tr> <tr><td>石工事</td><td></td><td>1.01</td><td>1.08</td></tr> <tr><td>タイル工事</td><td></td><td>1.01</td><td>1.11</td></tr> <tr><td>木工事</td><td></td><td>1.01</td><td>1.08</td></tr> <tr><td>屋根及びとい</td><td></td><td>1.01</td><td>1.08</td></tr> <tr><td>金属工事</td><td></td><td>1.01</td><td>1.08</td></tr> <tr><td>左官工事</td><td></td><td>1.01</td><td>1.14</td></tr> <tr><td>建具（ガラス）</td><td></td><td>1.01</td><td>1.09</td></tr> <tr><td>建具（シーリング）</td><td></td><td>1.01</td><td>1.15</td></tr> <tr><td>塗装工事</td><td></td><td>1.01</td><td>1.14</td></tr> <tr><td>内外装工事</td><td></td><td>1.01</td><td>1.12</td></tr> <tr><td>内外装工事（ビニル系床材）</td><td></td><td>1.01</td><td>1.08</td></tr> <tr><td>ユニットその他</td><td></td><td>1.01</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>排水工事</td><td></td><td>1.01</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	細目	摘要	新営補正率	改修補正率	仮設工事		1.01	—	土工事		1.01	—	地業工事		1.01	—	鉄筋工事		1.01	—	コンクリート工事		1.01	—	型枠工事		1.01	—	鉄骨工事		1.01	—	既成コンクリート		1.01	1.09	防水工事		1.01	1.07	防水工事（シーリング）		1.01	1.13	石工事		1.01	1.08	タイル工事		1.01	1.11	木工事		1.01	1.08	屋根及びとい		1.01	1.08	金属工事		1.01	1.08	左官工事		1.01	1.14	建具（ガラス）		1.01	1.09	建具（シーリング）		1.01	1.15	塗装工事		1.01	1.14	内外装工事		1.01	1.12	内外装工事（ビニル系床材）		1.01	1.08	ユニットその他		1.01	1.05	排水工事		1.01	—
細目	摘要	新営補正率	改修補正率																																																																																														
仮設工事		1.01	—																																																																																														
土工事		1.01	—																																																																																														
地業工事		1.01	—																																																																																														
鉄筋工事		1.01	—																																																																																														
コンクリート工事		1.01	—																																																																																														
型枠工事		1.01	—																																																																																														
鉄骨工事		1.01	—																																																																																														
既成コンクリート		1.01	1.09																																																																																														
防水工事		1.01	1.07																																																																																														
防水工事（シーリング）		1.01	1.13																																																																																														
石工事		1.01	1.08																																																																																														
タイル工事		1.01	1.11																																																																																														
木工事		1.01	1.08																																																																																														
屋根及びとい		1.01	1.08																																																																																														
金属工事		1.01	1.08																																																																																														
左官工事		1.01	1.14																																																																																														
建具（ガラス）		1.01	1.09																																																																																														
建具（シーリング）		1.01	1.15																																																																																														
塗装工事		1.01	1.14																																																																																														
内外装工事		1.01	1.12																																																																																														
内外装工事（ビニル系床材）		1.01	1.08																																																																																														
ユニットその他		1.01	1.05																																																																																														
排水工事		1.01	—																																																																																														



改正後		改正前			
	舗装工事		1.01	—	
	植栽及び屋上緑化		1.01	—	
削除	※ 細目に記載のない外壁改修工事、撤去工事、とりこわしの補正率は1.01とする。				
	表 E-1 市場単価及び補正市場単価の補正率				
	工種	摘 要	新営補正率	改修補正率	
	配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.18	
		ケーブルラック	1.01	1.14	
		位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.17	
		プルボックス	1.01	1.12	
		プルボックス用接地端子	1.00	1.00	
		防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.13	
		防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05	
	配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.16	
	電動機その他接続材工事	金属製可とう電線管	1.01	1.14	
	接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	—	
削除	表 M-1 市場単価及び補正市場単価の補正率				
	細目	摘 要	新営補正率	改修補正率	
	保温工事	配管用	1.01	1.14	
		ダクト外用及び消音内貼	1.01	1.14	
	ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファン類	1.01	1.14	
	ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.01	1.20	
	衛生器具	取付手間のみ	1.01	1.20	
6	物価資料の掲載価格 (略)	7 物価資料の掲載価格 (略)			
7	製造業者又は専門工事業者の見積価格等 (略)	8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等 (略)			
8	改修工事の取り扱い	9 改修工事の取り扱い			
	(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)			
	(3) 改修工事の積算に用いる単価の適用 全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合には表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。	(3) 改修工事の積算に用いる単価の適用 全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合においては表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 により、基準単価又は基準補正単価とすることを標準とする。			

改正後	改正前											
<p>なお、基準単価及び基準補正単価は次による。(表4)</p> <p>イ. 基準単価 単価基準の第2編、第3編、第4編及び本資料に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価。</p> <p>ロ. 基準補正単価 (イ) 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表A-1による改修補正率を標準として算定する。 (ロ) 電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表E-1による改修補正率を標準として算定する。 (ハ) 機械設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、表M-1による改修補正率を標準として算定する。 (二) 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。</p>	<p>なお、基準単価及び基準補正単価は次による。</p> <p>イ. 基準単価 単価基準の第2編、第3編、第4編及び本資料に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに市場単価及び補正市場単価のほか、参考歩掛り等による複合単価。 <u>また、市場単価及び補正市場単価においては、6 市場単価等の補正の表A-1、表E-1及び表M-1による新営補正率を標準として算定する。</u></p> <p>ロ. 基準補正単価 (イ) 建築工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、<u>6 市場単価等の補正の表A-1</u>による改修補正率を標準として算定する。 (ロ) 電気設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、<u>6 市場単価等の補正の表E-1</u>による改修補正率を標準として算定する。 (ハ) 機械設備工事については、標準歩掛りによる複合単価は労務の所要量の20%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、<u>6 市場単価等の補正の表M-1</u>による改修補正率を標準として算定する。 (二) 著しく作業効率が悪い場合においては実状を考慮し労務費等を補正する。</p>											
<p><b>表4 改修工事の積算に用いる単価の適用</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>執務状態の区分</th> <th>単価の適用</th> <th>使用する単価及び補正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全館無人改修</td> <td>基準単価</td> <td>複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">執務並行改修*</td> <td>基準単価</td> <td>複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる</td> </tr> <tr> <td>基準補正単価</td> <td>複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事   労務の所要量 × 1.15 (15%増し) ・電気設備工事及び機械設備工事   労務の所要量 × 1.20 (20%増し) 市場単価×改修補正率(表A-1、表E-1、表M-1) 補正市場単価×改修補正率(表A-1、表E-1、表M-1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※執務並行改修における単価の適用は、表A-1、表E-1、表M-1の工種ごとの「用いる単価」により、基準単価及び基準補正単価を用いる。</p>		執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正	全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる	執務並行改修*	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる	基準補正単価	複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 労務の所要量 × 1.15 (15%増し) ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量 × 1.20 (20%増し) 市場単価×改修補正率(表A-1、表E-1、表M-1) 補正市場単価×改修補正率(表A-1、表E-1、表M-1)
執務状態の区分	単価の適用	使用する単価及び補正										
全館無人改修	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる										
執務並行改修*	基準単価	複合単価、市場単価、補正市場単価をそのまま用いる										
	基準補正単価	複合単価の労務の所要量15%又は20%増し ・建築工事 労務の所要量 × 1.15 (15%増し) ・電気設備工事及び機械設備工事 労務の所要量 × 1.20 (20%増し) 市場単価×改修補正率(表A-1、表E-1、表M-1) 補正市場単価×改修補正率(表A-1、表E-1、表M-1)										

改正後					改正前	
表A-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分					表A-2 削除	
工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考	
		複合単価 労務の所要量補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率			
仮設	基準単価	—	—	—		
土工	基準単価	—	—	—		
地業	基準単価	—	—	—		
鉄筋	基準単価	—	—	—		
コンクリート	基準単価	—	—	—		
型枠	基準単価	—	—	—		
鉄骨	基準単価	—	—	—		
既製コンクリート	基準補正単価	1.15	—	—		
防水	基準補正単価	1.15	防水	1.07		
			防水(シーリング)	1.13		
石	基準補正単価	1.15	—	—		
タイル	基準補正単価	1.15	—	—		
木工	基準補正単価	1.15	—	—		
屋根及びとい	基準補正単価	1.15	—	—		
金属	基準補正単価	1.15	金属	1.08		
左官(仕上塗材仕上)	基準単価	—	—	—		
左官(仕上塗材仕上以外)	基準補正単価	1.15	左官(仕上塗材仕上以外)	1.14		
建具	基準補正単価	1.15	建具(ガラス)	1.09		
			建具(シーリング)	1.14		
塗装(改修標仕仕様)	基準補正単価	1.15	塗装(改修標仕仕様)	1.14		
内外装	基準補正単価	1.15	内外装	1.11		
			内外装(ビニル床材)	1.08		
仕上げユニット	基準補正単価	1.15	—	—		
排水	基準単価	—	—	—		
構内舗装	基準単価	—	—	—		
植栽	基準単価	—	—	—		
仮設(改修)	基準単価	—	—	—		
撤去	基準単価	—	—	—		
外壁改修	基準単価	—	—	—		
とりこわし	基準単価	—	—	—		

改定後					改定前	
表E-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分					表E-2 削除	
工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考	
		複合単価 労務の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率			
配管工事	基準補正単価	1.20	電線管、2種金属線び及び同ホックス	1.18		
			ケーブルリック	1.14		
			位置ホックス及び位置ホックス用ボディング	1.17		
			ブホホックス	1.12		
			ブホホックス用接地端子	1.00		
			防火区画貫通処理 ケブルリック用(壁・床)	1.13		
			防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.05		
			(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.14		
配線工事	基準補正単価	1.20	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.16		
設置工事(屋内)	基準補正単価	1.20	—	—		
設置工事(屋外)	基準単価	—	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	—		
塗装工事	基準補正単価	1.20	—	—		
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—		
電灯設備	基準補正単価	1.20	—	—		
動力設備	基準補正単価	1.20	—	—		
雷保護設備	基準補正単価	1.20	—	—		
受変電設備	基準補正単価	1.20	—	—		
電力貯蔵設備	基準補正単価	1.20	—	—		
架空線路	基準単価	—	—	—		
地中線路	基準単価	—	—	—		
構内交換設備	基準補正単価	1.20	—	—		
情報表示・拡声設備	基準補正単価	1.20	—	—		
誘導支援設備	基準補正単価	1.20	—	—		
テレビ共同受信設備	基準補正単価	1.20	—	—		
監視カメラ設備	基準補正単価	1.20	—	—		
火災警報設備	基準補正単価	1.20	—	—		
撤去(再使用しない)	基準単価	—	—	—		
撤去(再使用する)	基準単価	—	—	—		
再取付け	基準補正単価	1.20	—	—		
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—		
はつり工事	基準補正単価	1.20	—	—		

注) 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。

改正後					改正前
表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分					表M-2 削除
工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所 要量補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事 (屋内一般、機械室・便所)	基準補正単価	1.20	—	—	屋上及び 外壁施工含む
配管工事 (屋外・共同溝)	基準単価	—	—	—	
配管工事(地中)	基準単価	—	—	—	
配管付属品	基準補正単価	1.20	—	—	
保温工事	基準補正単価	1.20	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.14	
塗装及び防錆工事	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬入	基準補正単価	1.20	—	—	
総合調整	基準補正単価	1.20	—	—	
土工事	基準単価	—	—	—	
コンクリート工事	基準補正単価	1.20	—	—	屋内基礎等
機器類の据付	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト設備	基準補正単価	1.20	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チ ャンバー類	1.14	
ダクト付属品	基準補正単価	1.20	既製品ボックス、制気口、ダンパー 等の取付手間のみ	1.20	
自動制御設備	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場合
衛生器具設備 (ユニットを除く)	基準補正単価	1.20	取付手間のみ	1.20	
柵類	基準単価	—	—	—	
消火設備 (特殊消火を除く)	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	基準補正単価	1.20	—	—	
機器搬出	基準補正単価	1.20	—	—	
はつり工事	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト端部閉塞	基準補正単価	1.20	—	—	
インバート改修	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用する)	基準単価	—	—	—	
撤去(再使用しない)	基準単価	—	—	—	
再取付け	基準補正単価	1.20	—	—	
注) 屋外、共同溝等においては原則として基準補正単価を適用しない。					

改正後	改正前
<p>(4) (略)</p> <p>1 0 (略)</p> <p>1 1 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価  (1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。  (2) (略)</p> <p>(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。  (労働基準法 第35条)</p> <p style="padding-left: 2em;">労務費（総額）＝労務単価×K×割増すべき時間数</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、K（割増賃金係数）の取扱いは（2）による。  また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。  ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。</p> <p>1 2 (略)</p> <p>1 3 設計変更時の取り扱い  単価基準第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員若しくは主任監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。</p> <p>1 4 現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い  (1) 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が、入札公告等で示された場合は、現行の安全帯（腰ベルト型）及び助成金を差し引いた月額損料（差額）で必要な費用を算定する。また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。なお、各区分の月額損料の算定は、表5 墜落制止用器具費の算定区分表による。</p> <p>(2) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用器具費とし別紙明細として計上する。</p>	<p>(4) (略)</p> <p>1 0 (略)</p> <p>1 1 時間外及び深夜の労働についての労務単価  (1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外及び深夜の労働についての割増賃金は含まれない。  (2) (略)</p> <p>1 2 (略)</p> <p>1 3 設計変更時の取り扱い  単価基準第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。</p>

改正後

改正前

(3) 新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事で算定し、主な工事に計上する。

(4) 算定に用いる月数区分の目安は、T（工期）が該当する月数区分による。  
 (算定方法)

墜落制止用器具費＝墜落制止用器具費月額損料（差額分）×月数区分（表5）

表5 墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分		墜落制止用器具費月額損料（差額分）※	月数区分											
			6か月まで	12か月まで	18か月まで	24か月まで	30か月まで	30か月超え						
建築工事	新営工事	6,000円/月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)	36 (か月)						
	改修工事	3,600円/月												
電気設備工事	新営工事	3,600円/月												
	改修工事	2,400円/月												
機械設備工事	新営工事	3,600円/月												
	改修工事	2,400円/月												
昇降機設備工事		1,200円/月							6(か月)					

※墜落制止用器具費月額損料（差額分）＝1人当たりの墜落制止用器具費月額損料（差額分）×現場労働者の同時施工人員想定（表5-1）

改正後

改正前

表5-1 現場労働者の同時施工人員想定表\*

工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事
新営工事	10人日/日	6人日/日	6人日/日	2人日/日
改修工事	6人日/日	4人日/日	4人日/日	

※その現場の高所作業を行う現場労働者（下請作業員）が墜落制止用器具（フルハース型）をつけると想定

1人当たりの墜落制止用器具月額損料（差額分）

600円/人・月 = (墜落防止用器具費（フルハース型） - 現行の安全帯（腰ベルト型）  
- 助成金/36か月（耐用年数）

※「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表補正市場単価算出方法」は、公共建築工事積算基準等資料（令和2年改定）（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）の「第3編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。

※「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表補正市場単価算出方法」は、公共建築工事積算基準等資料（平成31年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）の「第3編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。